

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

(学校保健安全法施行規則第二種、第三種感染症に該当)

○印	病 名	登校・登園のめやす
1	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過していること
2	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過していること (乳幼児にあっては、3日経過していること)
3	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
4	風しん	発しんが消失していること
5	水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること
6	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
7	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
8	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
9	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
10	百日咳	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
11	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111 など)	医師により感染の恐れがないと認められていること (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である)
12	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
13	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師により感染の恐れがないと認められていること

医師の診断を受け、保護者が登校・登園届を記入することが考えられる感染症

(学校保健安全法施行規則その他の感染症に該当、第三種として扱う場合もある※留意事項参照)

○印	病 名	登校・登園のめやす
1	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
2	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
3	手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
4	伝染性紅斑 (りんご病)	全身状態が良いこと ※裏面の「留意事項」もご参照ください。
5	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること ※裏面の「留意事項」もご参照ください。
6	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
7	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと ※裏面の「留意事項」もご参照ください。
8	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮 (かさぶた) 化していること ※裏面の「留意事項」もご参照ください。
9	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

「学校保健安全法施行規則その他の感染症に該当する病気」の 登校・登園のめやすに関する留意事項

各々の感染症における「登校・登園のめやす」に関しては、絶対的なものではなく診療した医師の判断に委ねるものです。ここに提示している基準はあくまでも「めやす」です。個々の感染症の実情に合わせて判断をしていただくようお願いします。

特に下記の感染症に関しては、診察医のご判断に委ねます。

※ その他の感染症(第三種の感染症として扱う場合もある)

第三種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。

そのため、子どものときに多くみられ、学校でしばしば流行するものの一部を例示したもので、必ず出席停止を行うべきというものではない。(学校保健安全法施行規則から抜粋)

1. 伝染性紅斑(りんご病)

本疾患に関しては、症状が出現した時には、すでに感染性はなくなっていることから通常出席停止を求める必要はありません。そのことを本人、家族へも説明をする必要があります。

2. ウィルス性胃腸炎(ノロ・ロタ・アデノウィルス等)

下痢が回復しても長期(数週間)に便中にウィルスを排泄していることが確認されていることから、下痢嘔吐などの症状が軽快し、普段の食事がとれるようになれば診察医の判断で登校・登園の許可をお願いします。症状が改善してもウィルスは排泄している可能性のあることを説明しておく必要があります。

3. R S ウィルス感染症

基本的に乳幼児から成人まで罹る病気であることを認識しておく必要があります。そのことを踏まえ、呼吸器症状が改善し、全身状態が良ければ診察医の判断で登校・登園の許可をお願いします。

4. 帯状疱疹

「すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること」を登校・登園のめやすにしていますが、許可に関しては個々の状態に応じて診察医の判断に委ねます。